

社会福祉法人津幡町福祉会役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人津幡町福祉会（以下「当法人」という。）定款第8条及び第21条並びに第25条の規定に基づき、役員、評議員、顧問並びに、法人が設置する委員会の外部委員及び第三者委員に対しての報酬等について定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事並びに評議員をいう。
- (2) 常勤理事とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤理事以外の者をいう。
- (4) 外部委員等とは、法人が設置する委員会の外部委員及び第三者委員をいう。

(報酬)

第3条 当法人の役員及び顧問並びに外部委員等に対し、その勤務に応じて必要な報酬を支給することができる。

2 常勤理事には、通勤に要する交通費を支給することができる。

(算定方法)

第4条 常勤理事の報酬等の額は、次の各号に掲げる報酬等の区分に応じて定める。

(1) 報酬 別表1に定める額の範囲内で理事会において決定する。ただし、満60歳未満の常勤理事については、満60歳に達した年度末まで給与規程に準ずる額を報酬として支給する。また、満65歳を超えて報酬を支給する場合には、理事長が別に定める。

(2) 通勤手当 給与規程第16条に準ずる額

2 非常勤役員及び顧問並びに外部委員等の報酬等の額は、別表2に定める額とする。

(支給の時期)

第5条 常勤理事に対して報酬等を支給する時期は、毎月21日とする。ただし、その日が休日にあたるときは、給与規程に準じた日とする。

2 非常勤役員及び顧問並びに外部委員等に対して報酬を支給する時期は、当該会議に出席した都度支給する。

3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額がある場合には、その金額を控除して支給する。

(公表)

第6条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附 則

この規程は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 25 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 29 年 3 月 22 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 29 年 6 月 23 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

別表1（第4条関係）

区 分	報 酬 総 額
常勤理事	上限 500 万円／年額

※報酬総額には、通勤手当を含む。

別表2（第4条関係）

役員報酬	非常勤役員			顧 問	外部委員等
	理 事	監 事	評議員		外部委員 第三者委員
理事会及び評議員会 並びに監事監査	10,000 円	10,000 円	10,000 円	10,000 円	
法人が設置する委員会	7,000 円	7,000 円	7,000 円	7,000 円	7,000 円

※報酬は日額とする。